

# 年金を受給される皆さんへ

## 退職後の所得による支給制限

退職共済年金や障害共済年金などの退職や障害を事由とする年金を受け取っている方が、短時間勤務の再任用職員となったり民間会社等に再就職するなどして、厚生年金に加入した場合については、再就職先の給与収入（賞与等も含む。）を月額換算した額（「基準収入月額相当額」と退職共済年金額から職域年金相当部分の額と加給年金額を除いた額の月額（「基本年金月額」との合計額が48万円に達するまでは、満額の年金を受けられ、48万円を超えたときは超える金額の2分の1が年金から停止されます。

なお、65歳以後に支給される老齢基礎年金については、支給停止は行われません。また、平成19年4月1日から、厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳以上の方についても、支給停止の対象となります。

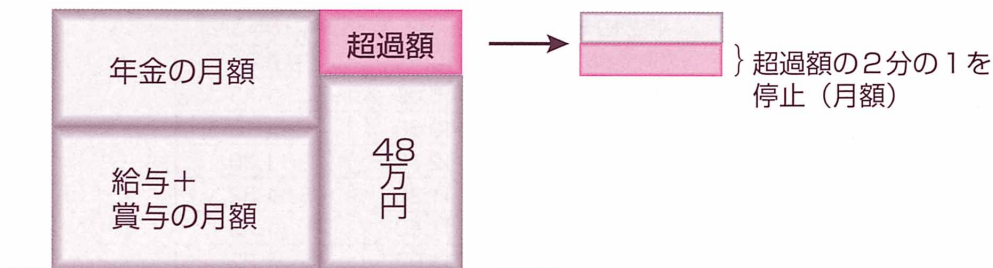
### ◎対象者

再就職先において次の制度に加入された場合です。

- ・厚生年金保険の被保険者
- ・私立学校教職員共済組合の組合員
- ・国家公務員や地方公共団体の議会の議員

### ◎年金の一部停止額

再就職先からの賞与等を含む収入の月額と共済年金の月額の合計額が48万円を超えた場合、超えた額の2分の1を停止することとなります。



#### 例 年金の月額25万円・給与+賞与等の月額25万円の場合

25万円（年金の月額）+25万円（給与+賞与等の月額）=50万円

50万円-48万円=2万円が超過額となります。

2万円×1/2=1万円……停止額（月額）

1万円×12ヶ月=12万円……停止額（年額）

※就職した月の翌月から退職した月までが制限の対象となります。

※公務員として再就職や再任用（フルタイム）の場合は、原則として全額支給停止です。

※厚生年金制度、議会議員や私立学校共済制度に加入している場合は、当初においては「標準報酬月額等報告書」の提出が必要となります。なお、次回からは厚生年金制度のある職場に勤務している場合は、社会保険庁から標準報酬月額等の情報が提供されるため同報告書の提出は不要ですが、情報提供にかかる「同意書」を共済組合へ提出していただくことになります。同じく議会議員の場合も同意書を提出いただくことにより、関係機関に共済組合から情報を求めることができますので、手続きを簡素化することができます。